第1章 計画の策定にあたって

<u>1 計画の目的</u>

本計画は、堺市消費生活条例第9条の規定に基づき、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するため、今後取り組むべき消費者施策の基本的な方針と施策の具体的内容を明らかにすることを目的とするもので、「第1期堺市消費者基本計画」の対象期間(平成23年度~27年度)が終了することに伴い、それに続く「第2期堺市消費者基本計画」として策定するものです。

また、平成24年12月に施行された消費者教育を総合的・一体的に推進することを目的とする「消費者教育の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、同法によって各自治体に策定することが努力義務として規定された「消費者教育推進計画」(区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画)に相当する内容を記載することで、当該計画を含むものとして策定します。

2 計画の位置づけ

堺市では、平成13年に、まちづくりの長期的指針となる総合計画「堺21世紀・未来デザイン」が策定されました。この計画は、まちづくりを進めていくための基本理念や目標を示した「基本構想」(平成13年度~平成32年度)を示したもので、消費者の安全や利益の確保を含む「安全で安心できる地域社会づくり」が、まちづくりの基本方向として示されています。

また、平成23年には、上記の「基本構想」を実現するための政策の基本的な方向性を体系的に示した「基本計画」と、それに基づく「実施計画」の要素を併せもった「堺市マスタープラン」が策定され、その基本政策の1つである「暮らしの確かな安全・安心の確保」に関する取組の一つとして、安全・安心な消費生活の確保が位置づけられています。

堺市消費者基本計画は、これらの総合計画の政策領域別計画と位置付け、策定するものです。

3 計画期間

第2期堺市消費者基本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。